

# 大津市原子力災害避難計画

令和8年3月  
大津市防災会議

# 目次

1 基本的事項	1
(1)本計画の位置付け	1
(2)避難等の基本的な考え方	1
(3)対象地域情報	3
2 防護相当措置の準備および実施	5
(1)避難等の判断基準	5
(2)防護相当措置の流れ	6
3 屋内退避	7
4 一時移転	10
(1)避難時集結場所	11
(2)避難中継所	12
(3)避難所	12
(4)避難手段	12
(5)避難経路	12
(6)避難誘導	13
(7)避難解除	13
5 避難に関する情報伝達	23
(1)伝達手段	23
(2)伝達経路	23
6 要配慮者への対応	24
(1)高齢者福祉関連施設	25
(2)障害者福祉関連施設	26
(3)児童福祉・教育関連施設	26
7 一時滞在者への対応	27
(1)避難手段	27
(2)情報伝達	27
8 警戒体制	28
(1)動員体制	28
(2)情報収集体制【フェーズ1】における活動体制	28
(3)警戒事態【フェーズ2】における活動体制	29
(4)施設敷地緊急事態【フェーズ3】における活動体制	29
(5)全面緊急事態【フェーズ4】における活動体制	30
9 安定ヨウ素剤の予防服用	31

## 1 基本的事項

### (1) 本計画の位置付け

本計画は、滋賀県北部と隣接する福井県の4市町（敦賀市、美浜市、高浜市、おおい町）に立地している6つの原子力事業所（計15基の原子力施設）における原子力災害にかかる大津市住民（以下「市民」という。）および市外からの就労、就学者、観光客等（以下「一時滞在者」という。）の避難等の防護措置について必要な事項を定める。なお、本計画は大津市地域防災計画（原子力災害対策編）第2章 原子力災害事前対策 第7節 避難収容活動体制の整備 第1 避難計画の策定に基づき策定するものとする。

### (2) 避難等の基本的な考え方

本市は、原子力規制委員会が原子力災害対策指針で示す「原子力災害対策重点区域の範囲」では、防災対策を重点的に充実すべき予防的防護措置を準備する区域 PAZ（Precautionary Action Zone、原子力施設から概ね半径5km、以下「PAZ」という。）や緊急防護措置を準備する区域 UPZ（Urgent Protective action planning Zone、原子力施設から概ね半径30km、以下「UPZ」という。）外に位置している。しかしながら、次頁に示すように、東日本大震災が発災した際、福島第一原発から最大で47km程度離れた飯舘村において、放射線量が局所的に高く点在する汚染地域（以下「ホットスポット」という。）が発生した。なお、放射性物質拡散に関しての滋賀県が独自に実施した大気予測シミュレーション予測の結果、市内北部には、甲状腺被ばく等価線量が50mSv～100mSvと予測されている地域があり、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置の実施が必要となる可能性が示されている。

プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、ホットスポットが発生した際は屋内退避に加え、一時移転等の避難が必要となる可能性がある。そこで、本市は、一番近いおおい町の原子力発電所より47km圏内に位置する小松学区全域、木戸学区全域、葛川学区全域、和邇学区のうち和邇北浜および栗原、伊香立学区のうち伊香立上龍華町および伊香立途中町（以下「対象地域」という。）を対象として屋内退避と一時移転等にかかる計画を策定する。

また、事故の規模や気象条件等の要因により、対象地域より南にホットスポットが発生する可能性も考えられる。その場合は、国や県の指示に従い、一時移転等の指示が出た場合はそのホットスポットより南に避難させるという方針の下、本計画を柔軟に運用し対応するものとする。

【東京電力福島第一原発事故に伴い、設定された避難指示区域状況

(平成28年10月28日原子力災害対策本部発表)】

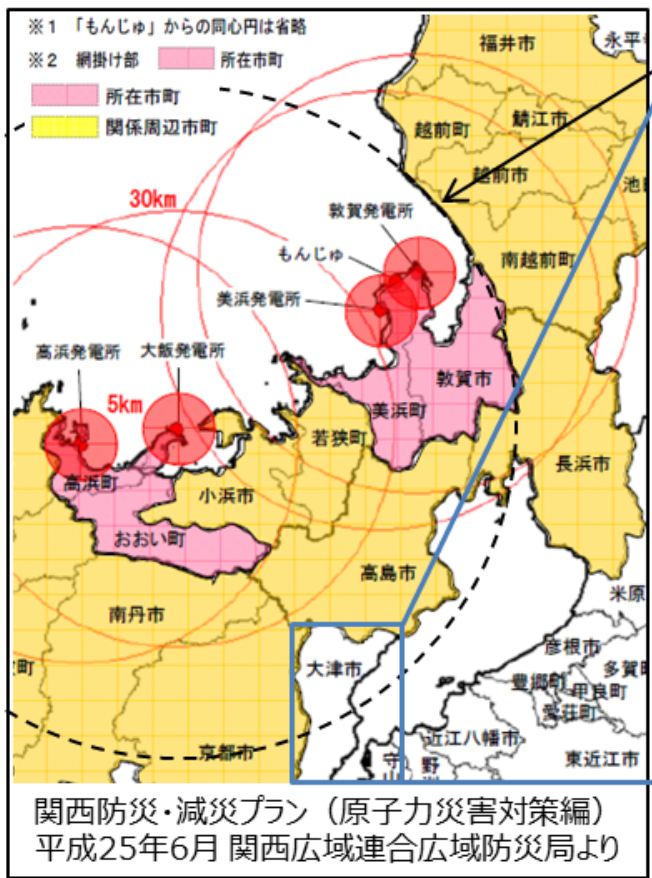


### (3)対象地域情報

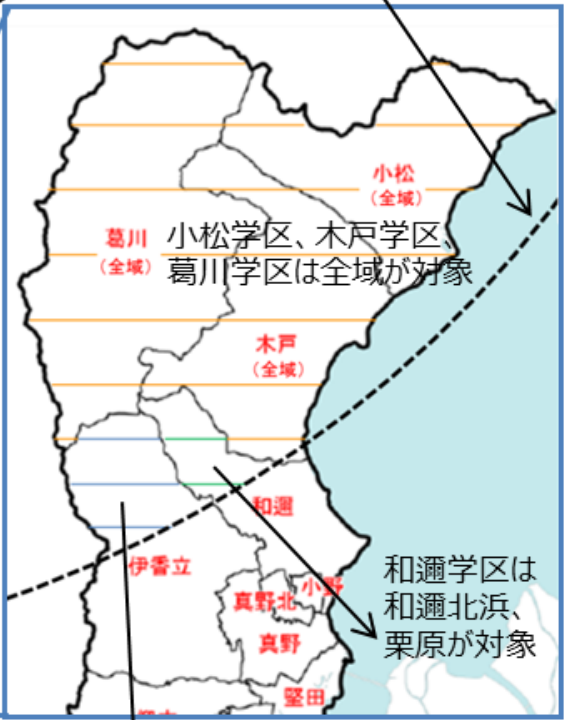
対象地域は下表および次頁の図のとおり。ただし、対象地域より南にホットスポットが発生した場合はこの限りではない。

学区	町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	男性 (人)	女性 (人)	高浜最 短距離 (km)	大飯最 短距離 (km)	美浜最 短距離 (km)	敦賀最 短距離 (km)
小松	北比良	1,468	706	715	753	45.7	37.3	48.0	53.9
	南小松	1,756	855	830	926	48.5	40.2	49.4	55.1
	北小松	828	436	411	417	49.0	40.3	47.5	53.0
木戸	南船路	212	98	101	111	49.3	42.8	56.6	62.8
	八屋戸	1,090	506	523	567	48.5	42.4	55.6	61.5
	木戸	1,078	492	516	562	49.0	42.2	54.6	60.5
	荒川	827	405	412	415	48.2	41.2	53.3	59.3
	大物	784	407	365	419	48.4	41.0	52.2	58.1
	南比良	490	215	243	247	45.6	38.3	50.3	56.3
葛川	葛川坂下町	38	19	22	16	44.7	39.0	54.7	61.0
	葛川木戸口町	27	16	14	13	45.9	39.3	53.5	59.5
	葛川中村町	31	15	17	14	43.5	37.2	52.9	59.1
	葛川坊村町	38	23	16	22	42.8	36.2	50.9	58.1
	葛川町居町	18	8	10	8	42.8	36.2	49.8	56.0
	葛川梅ノ木町	34	20	13	21	42.0	34.4	47.9	54.1
	葛川貫井町	21	11	9	12	42.7	35.2	48.2	54.5
	葛川細川町	31	20	16	15	42.5	34.9	47.3	53.4
和邇	和邇北浜	1,092	498	536	556	49.8	43.6	57.1	63.2
	栗原	228	106	111	117	49.3	43.4	57.6	63.7
伊香立	伊香立上龍華町	118	57	52	66	50.9	45.2	59.2	65.2
	伊香立途中町	126	62	56	70	48.9	43.5	58.1	64.2
合計		10,335	4975	4,988	5,347				

(令和7年3月31日現在)



大飯原子力発電所より約47kmのライン



伊香立学区は伊香立上龍華町、伊香立途中町が対象

## 2 防護相当措置の準備および実施

### (1) 避難等の判断基準

原子力規制委員会で定めている原子力災害対策指針の「防護措置基準」として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）があるが、そのうちOIL2の基準とその防護措置については、次頁に示す「OIL2の基準とその防護措置について」のとおりである。

市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から一時移転等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、原子力災害対策指針に基づいたOIL2の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して、具体的な実施内容について判断し、実施不可能の拒否返答、指示範囲の拡大ないし縮小、指示される時間の妥当性と代替案、立ち退き先についての格別の要望、指示実施に対する広報運用等についての格別な支援上の要求事項等を国・県に対して具申するものとする。

防護措置の解除に当たっては、当該措置が設定される際の基準、又は当該措置を解除する際の状況を踏まえて策定される新たな基準を下回ることを基本的な条件とし、国や県より市にその旨が伝達される。

### 【防護措置基準】

OIL2の基準とその防護措置について（原子力災害対策指針より）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

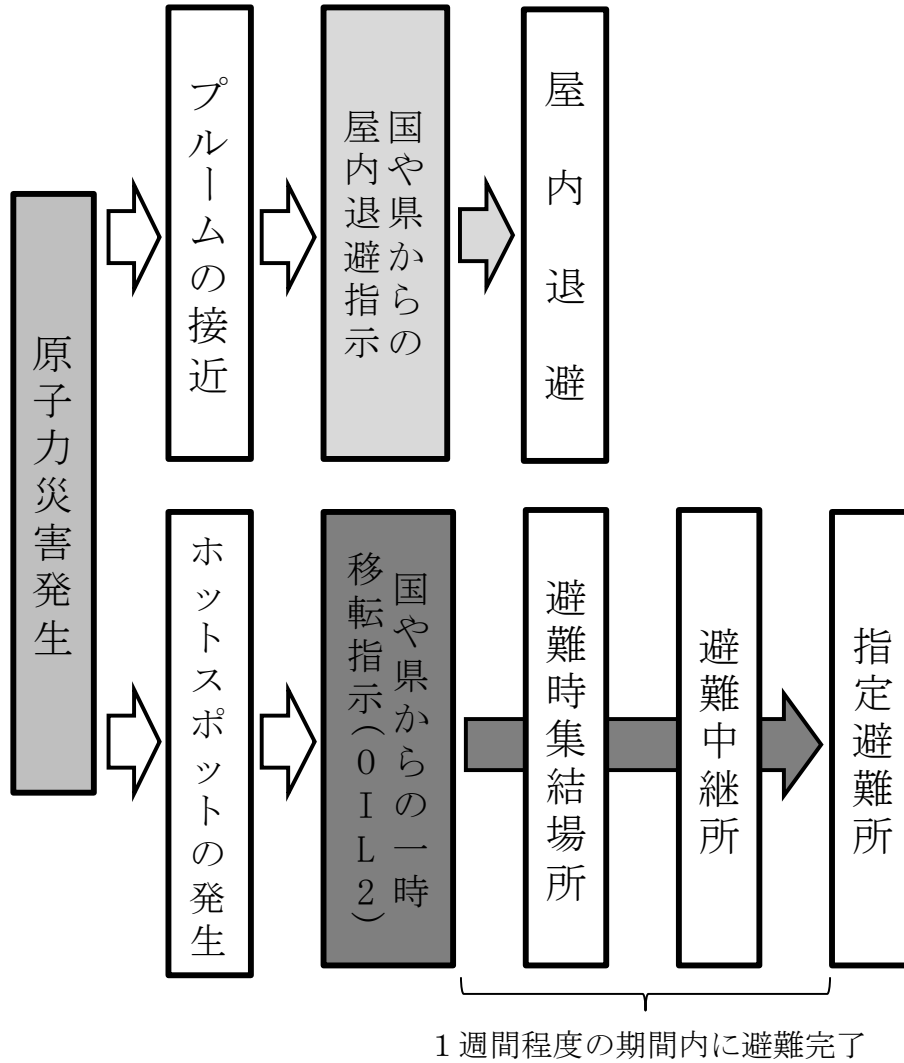
※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※2 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※3 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

## (2)防護相当措置の流れ

原子力災害が発生した場合の基本的な防護措置の流れは下図のとおりである。



### 3 屋内退避

屋内退避は、市民が容易に行うことができる有効な放射線防護対策のひとつである。放射性プルームの接近等により国・県より市に対して屋内退避の指示・連絡等を受けたときは、市民に対し、その指示を行う。市民は下記の事項に留意して行動する。なお、避難対象地域内の市有公共施設一覧を次頁に示す。

- ・ 自宅や職場、最寄りの公共施設等の建物の中に速やかに入る。
- ・ 扉や窓を閉める。
- ・ テレビ、ラジオなどから情報を収集する。
- ・ 外部取込型エアコンや換気扇の使用を控える。
- ・ 顔や手を洗う。
- ・ 食品は容器に入れたり、ラップをする。
- ・ 外で着ていた衣服をビニール袋などに入れる。
- ・ 指示があるまで外出しない。

#### 【屋内退避の有効性について】

大気中を拡散してきた放射性物質から被ばくを低減するためには、放射性物質から遠ざかることが最も効果的である。しかしながら、混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、被ばくを低減するための簡便な防護対策としての屋内退避が有効であると考えられる。屋内退避措置は、周辺住民が屋内に入り、建物の気密性を高め、口および鼻をタオル等で保護することをいう。屋内退避の効果は原子力規制委員会（旧原子力安全委員会）により下記のとおり示されている。

甲状腺被ばくに関しては、木造家屋に避難すると、放射性ヨウ素による甲状腺線量を75～90%、気密性の高いコンクリート建物に避難すると放射性ヨウ素による甲状腺線量を95～99%軽減できる。

避難対象地域内の市有公共施設一覧

学区	公共施設名	所在地	電話番号	構造形式※1
小松	小松市民センター	北小松 565	596-0001	S 造
	比良げんき村	北小松 1769-3	596-0710	S 造及び RC 造
	小松児童クラブ	南小松 1156 -2	596-2501	S 造
	比良とぴあ	北比良 1039-2	596-8388	RC 造
	小松小学校	南小松 1122	596-0003	RC 造
木戸	木戸市民センター	木戸 59	592-1121	RC 造
	木戸デイサービスセンター	木戸 709	592-8022	RC 造
	リサイクルセンター木戸	木戸 29-3	592-2701	RC 造
	比良保育園	南比良 585-1	592-1186	S 造
	志賀北幼稚園	荒川 880	592-1178	RC 造
	木戸児童クラブ	木戸 267	592-0166	SRC 造
	木戸小学校	荒川 1000	592-0005	RC 造
	志賀中学校	南船路 1029	592-1221	S 造及び RC 造
	志賀聖苑	木戸 1494-1	0120-948-812	RC 造及び SRC 造
葛川	葛川市民センター	葛川坊村町 237-37	599-2001	S 造
	葛川保育園	葛川中村町 108-1	599-2155	RC 造
	国民健康保険葛川診療所	葛川坊村町 237-33	599-2003	S 造
	葛川小学校	葛川中村町 108-1	599-2154	RC 造
	葛川中学校	葛川中村町 108-1	599-2007	RC 造
	葛川少年自然の家	葛川坊村町 243	599-2102	RC 造
和邇※2	和邇文化センター	和邇高城 12	594-8022	RC 造
	和邇市民体育館	和邇高城 27-2	594-8022	S 造及び RC 造
	北部こども療育センター	和邇中 176-1	594-8415	S 造
	和邇保育園	和邇中 172-1	594-0063	S 造
	志賀南幼稚園	和邇今宿 482-1	594-1007	RC 造
	和邇児童クラブ	和邇高城 50-3	594-3919	S 造
	道の駅 妹子の郷	和邇中 528	594-8131	RC 造
	和邇小学校	和邇中 190	594-0012	S 造及び RC 造
	和邇公民館	和邇中 94-1	594-2234	RC 造
	和邇図書館	和邇高城 25	594-2050	RC 造
伊香立 ※2	伊香立市民センター	伊香立生津町 133-1	598-2001	RC 造
	伊香立保育園	伊香立下龍華町 584-157	598-2294	S 造及び RC 造
	伊香立環境交流館	伊香立下在地町 1222-1	598-2000	RC 造

学区	公共施設名	所在地	電話番号	構造形式※1
伊香立 ※2	伊香立児童クラブ	伊香立下在地町 1222-1	598-2266	SRC 造
	北部クリーンセンター	伊香立北在地町 272	598-2781	S 造 一部 RC 造及び SRC 造
	伊香立小学校	伊香立生津町 132-1	598-2175	S 造及び RC 造
	伊香立中学校	伊香立下在地町 414	598-2016	S 造及び RC 造

※1 S 造（鉄骨造）・RC 造（鉄筋コンクリート造） SRC 造（鉄骨鉄筋コンクリート造）

※2 和邇学区、伊香立学区については避難対象地域内に市有公共施設がないため、避難対象地域外の市有公共施設を掲載した。

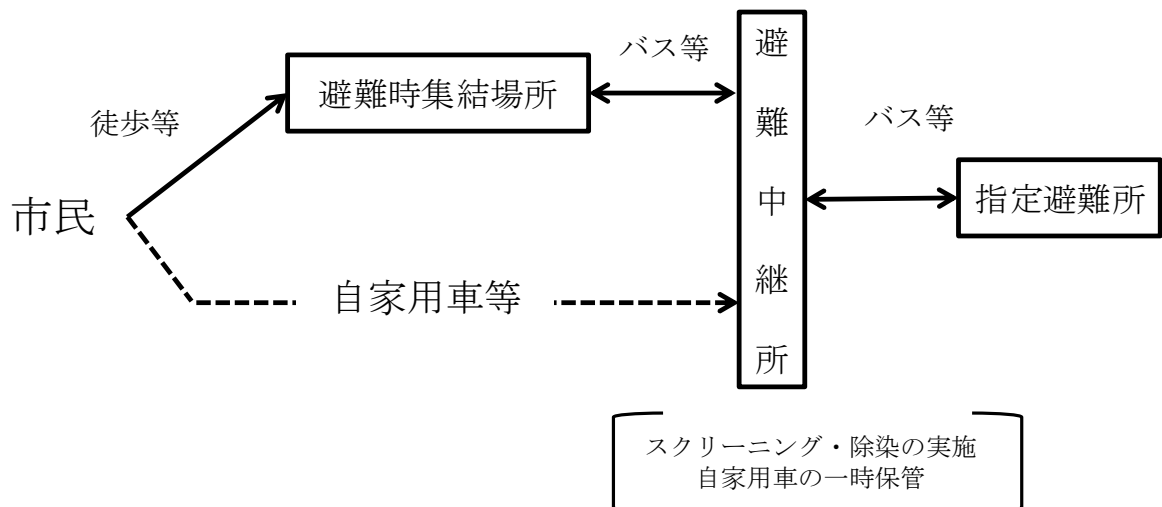
## 4 一時移転

一時移転は、放射線源または放射性物質から遠く離れ、放射線による外部被ばくおよび放射性物質の吸入による内部被ばくを避けるための一つの手段で移動を伴う避難方法である。ホットスポット等が発生し、国・県より市に対して一時移転（基準：O I L 2）の指示・連絡等を受けたときは、市民に対し、その指示を行う。避難の方法にあたっては、放射性物質または放射線の放出状況、避難場所、輸送手段、避難者・物資の状況や避難誘導に係る人員等を考慮するとともに、県、防災関係機関と連携し実施するものとする。市民は次頁の事項に留意して行動する。

- ・ 指示の内容をよく聞く。
- ・ 近所の人に声をかける。
- ・ ガスの元栓を締め電気はブレーカーを切る。
- ・ 戸締りをする。
- ・ マスクや帽子、上着を着用し、なるべく肌をさらさないようにする。
- ・ 日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、ヘルメット（座布団）、水、非常食、衣類、下着、毛布、救急薬品、常備薬、貴重品等をいれた非常時持ち出し袋の準備に努め、一時移転指示が出た際は可能な限り持って移動する。

また、避難誘導等に従事する防災業務関係者は防護措置を取った上で、活動するものとする。

### 【市民の避難（一時移転）の流れ】



## (1)避難時集結場所

市民は一時移転指示がでた際は、次頁の避難時集結場所に集結する。ただし、地域の状況に応じて、自治会館等の施設を地域の避難時集結場所とすることができるものとする。その場合、市は、次頁の避難時集結場所と同様の対応をとる。

なお、避難時集結場所の運営は避難所運営マニュアルに準ずる対応とする。

### 避難時集結場所一覧

学区	町 名	避難時集結場所
小松	北比良	北比良自治会館
	南小松	南小松自治会館
	北小松	北小松自治会館 小松小学校 小松市民センター
木戸	南船路	南比良公民館
	八屋戸	大物公民館
	木戸	荒川公民館
	荒川	木戸公民館（木戸市民センター）
	大物	志賀の郷
	南比良	守山公民館 北船路公民館 南船路公民館
葛川	葛川坂下町	仲平自治会館
	葛川木戸口町	坂下町自治会館
	葛川中村町	木戸口自治会館
	葛川坊村町	中村町自治会館
	葛川町居町	葛川市民センター 町居自治会館
	葛川梅ノ木町	梅ノ木町自治会館
	葛川貫井町	貫井町自治会館
	葛川細川町	細川町自治会館
和邇	和邇北浜	北住吉自治会館
	栗原	栗原会議所
伊香立	伊香立上龍華町	上龍華町自治会館
	伊香立途中町	途中町自治会館

## (2)避難中継所

避難中継所はスクリーニングおよび除染等を行うための場所で、県により設置される。市は次頁の避難中継所を大津市内における避難中継所として想定しており、本市内に一時移転指示が発令され、本市内に避難中継所立ち上げの必要がある際は当該場所を避難中継所とする旨、県に進言する。

市民は避難中継所にてスクリーニングを受け、身体の被ばく状況を確認するものとする。スクリーニングの結果、除染が必要とされた市民に対しては、脱衣や拭き取り等の適切な除染措置が実施される。

### 避難中継所一覧

避難中継所	所在地
伊香立中学校体育館	伊香立下在地町 414
和邇市民体育館	和邇高城 27-2

## (3)避難所

避難所は、原則として、対象地域以外の指定避難所（福祉避難所含）とする。（P. 14～21 指定避難所一覧 参照）なお、高島市の広域避難所として一部の指定避難所が指定されているため、高島市と協議の上、避難所を開設するものとする。

市は、避難所の開設に関しては、避難所の施設管理者に避難所の開設を要請し、施設管理者は自主防災組織等の協力を得て、災害に対する安全性を確認の上、開設する。また、市は避難所を開設したことを市民に周知徹底する。さらに、必要があれば予め指定された施設以外の市公共施設についても災害に対する安全性を確認の上、避難所として開設する。

また、避難所の運営に関して、各避難所の運営者は避難所運営マニュアルに従いそれぞれの避難所の適切な運営を行う。

## (4)避難手段

避難時集結場所から避難中継所並びに避難中継所から避難所までの避難の実施にあたっては、原則として、県及び市が手配するバス等の公共輸送手段を活用する。自家用車の利用は、放射性物質放出前の予防的避難、時間的制約によりやむを得ない場合や、要配慮者のうち、自家用車で移動することが最も合理的と認められる者の場合などに限るものとする。

## (5)避難経路

避難経路は、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するという原則の下、県は主な避難経路を設定する。（P. 22 主な避難経路 参照）市は県が設定した主な避難経路をもとに、開設する避難所等に応じた避難経路を設定する。

## **(6)避難誘導**

市および防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、相互に連絡・調整を行い、警察は緊急輸送を確保するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行う。また、市民が安全に避難行動を行うことができるように、市は県の協力のもと要配慮者等に配慮して適切に避難誘導する。また、特に、放射線の影響を受けやすい妊婦、乳幼児および児童、通訳が必要な外国人についても十分配慮する。

## **(7)避難解除**

市は国や県からの避難解除指示に従い、市民への情報伝達や帰宅支援等を行う。

指定避難所一覧（☞は福祉避難所、☝は高島市の広域避難所を指す。）

学区	指定避難所名	所在地	電話番号	有効面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (3.3m <sup>2</sup> /人)
和邇	☝和邇文化センター	和邇高城 12	594-8022	1776	538
	☝和邇小学校体育館	和邇中 190	594-0012	769	232
	志賀南幼稚園	和邇今宿 482-1	594-1007	1709	517
	☝和邇市民体育館	和邇高城 27-2	594-8022	1069	323
小野	小野市民センター	湖青一丁目 1-2	594-2000	449	135
	☝小野小学校体育館	水明一丁目 34-2	594-2300	799	242
	☞小野児童館・ 小野児童クラブ	水明一丁目 37-1	594-4677	513	155
伊香立	伊香立市民センター	伊香立生津町 133-1	598-2001	242	73
	☝伊香立小学校体育館	伊香立生津町 132-1	598-2175	510	154
	☝伊香立中学校体育館	伊香立下在地町 414	598-2016	666	201
	☝伊香立環境交流館	伊香立下在地町 1222-1	598-2000	360	109
	伊香立児童クラブ	伊香立下在地町 1222-1	598-2266	115	34
	☞滋賀県立北大津養護学 校体育館	伊香立向在地町 25	598-3174	542	164
真野	☝真野市民センター	真野四丁目 6-2	572-1164	478	144
	☝真野小学校体育館	真野四丁目 6-17	572-0164	536	162
	真野幼稚園	真野四丁目 6-27	572-0152	151	45
真野北	☝真野北市民センター	緑町 4-1	574-3211	350	106
	☝真野北小学校体育館	緑町 15-2	573-6660	560	169
	☝真野中学校体育館	清風町 24-1	573-6984	728	220
	真野中学校武道場	清風町 24-1	573-6984	217	65
	伊香立・真野北幼稚園	緑町 16-2	573-6350	171	51
	麗湖こども園	花園町 13-36	573-4511	263	79
	真野保育園	向陽町 4-2	574-3268	250	75
堅田	☝堅田市民センター	本堅田三丁目 8-1	573-1211	348	105
	☝堅田小学校体育館	本堅田三丁目 6-1	572-0032	560	169
	☝堅田中学校体育館	本堅田三丁目 22-1	572-2165	580	175
	堅田中学校武道場	本堅田三丁目 22-1	572-2165	217	65
	堅田幼稚園	本堅田三丁目 7-17	572-1578	152	46
	北部地域文化センター	堅田二丁目 1-11	574-0140	450	136
	☝堅田高校体育館	本堅田三丁目 9-1	572-1206	851	257
	☞堅田保育園	本堅田四丁目 26-1	572-1570	706	213
	☞天神山保育園	本堅田六丁目 3-1	572-0249	502	152
	堅田かすがやま翔裕館	本堅田六丁目 16-8	571-2510	230	70

学区	指定避難所名	所在地	電話番号	有効面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (3.3m <sup>2</sup> /人)
	本福寺こども園	本堅田一丁目 22-30	573-1902	523	158
	第二本福寺こども園	本堅田六丁目 14-11	573-6115	995	302
仰木	仰木市民センター	仰木四丁目 15-11	572-0028	252	76
	仰木小学校体育館	仰木四丁目 15-8	572-1028	334	101
	仰木太鼓会館	仰木四丁目 2-50	572-0028 (仰木市民センター)	224	67
仰木の里	畷仰木の里市民センター	仰木の里七丁目 1-25	573-7135	332	100
	畷仰木の里小学校体育館	仰木の里四丁目 4-1	572-1910	528	159
	畷仰木の里東小学校体育館	仰木の里東六丁目 1-1	574-2245	514	155
	畷仰木中学校体育館	仰木の里五丁目 1-1	574-3204	909	275
	仰木中学校武道場	仰木の里五丁目 1-1	574-3204	273	82
	仰木の里幼稚園	仰木の里三丁目 10-1	572-1312	150	45
	仰木の里東幼稚園	仰木の里東六丁目 4-1	574-1825	146	44
	畷北大津高校体育館	仰木の里一丁目 23-1	573-5881	884	267
	せんだん保育園	仰木の里東二丁目 2-5	573-2828	245	74
	認定こども園はぐくみの家 仰木星の子	仰木の里一丁目 28-1	574-0567	113	34
	㊦仰木の里児童クラブ	仰木の里四丁目 4-1	547-1870	94	28
雄琴	雄琴市民センター	雄琴一丁目 17-2	578-1035	169	51
	雄琴小学校体育館	雄琴二丁目 16-1	578-1234	316	95
	㊦雄琴児童クラブ	雄琴二丁目 16-1	578-5860	70	21
日吉台	日吉台市民センター	日吉台一丁目 15-1	579-4518	391	118
	畷日吉台小学校体育館	日吉台三丁目 33-3	579-5033	596	180
	㊦日吉台至明こども園	日吉台三丁目 33-2	574-7088	65.4	19
坂本	坂本市民センター	坂本六丁目 1-12	578-0015	245	74
	坂本小学校体育館	坂本三丁目 12-57	578-0516	545	165
	坂本幼稚園	坂本六丁目 1-12	578-0904	151	45
	畷坂本市民体育館	坂本六丁目 33-19	578-0335	457	138
	畷坂本児童館	坂本六丁目 33-19	579-5922	778	235
	坂本市民格技場	坂本六丁目 1-11	528-2637	161	48
	比叡山中学校体育館	坂本四丁目 5	578-0132	472	143
	比叡山高等学校本館	坂本四丁目 3-1	578-0091	289	88
	比叡山高等学校体育館	坂本四丁目 3-1	578-0091	1,152	349
	比叡山延暦寺会館	坂本本町 4220	579-4180	805	243

学区	指定避難所名	所在地	電話番号	有効面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (3.3m <sup>2</sup> /人)
下阪本	下阪本市民センター	下阪本三丁目 14-30	578-0017	443	134
	下阪本小学校体育館	下阪本四丁目 10-1	578-0502	484	146
	日吉中学校体育館	下阪本六丁目 38-26	578-0056	582	176
	日吉中学校格技場(西)	下阪本六丁目 38-26	578-0056	218	66
	日吉中学校武道場(東)	下阪本六丁目 38-26	578-0056	216	65
	下阪本幼稚園	下阪本四丁目 15-12	578-1701	154	46
唐崎	唐崎市民センター	唐崎二丁目 10-1	579-5614	417	126
	唐崎小学校体育館	際川四丁目 7-1	525-2375	525	159
	唐崎中学校体育館	唐崎二丁目 9-1	579-2306	675	204
	唐崎中学校武道場	唐崎二丁目 9-1	579-2306	300	90
	唐崎幼稚園	際川三丁目 38-2	525-2401	150	45
	埋蔵文化財調査センター	滋賀里一丁目 17-23	527-1170	136	41
	滋賀里交流センター	滋賀里一丁目 9-11	525-3401	275	83
	唐崎児童クラブ	際川三丁目 38-2	522-6600	213	64
滋賀	滋賀市民センター	南志賀一丁目 8-32	522-2180	316	95
	志賀小学校体育館	南志賀一丁目 5-1	522-3729	420	127
	志賀幼稚園	勸学一丁目 8-1	522-2354	180	54
	皇子が丘公園第二体育館	皇子が丘一丁目 1-50	525-6970	297	89
	皇子が丘公園体育館	皇子が丘一丁目 1-1	525-0510	1664	504
	皇子が丘児童館	皇子が丘一丁目 9-10	525-3925	302	91
	皇子が丘保育園	皇子が丘一丁目 20-20	525-6092	524	158
	志賀児童クラブ	錦織二丁目 9-29	525-3140	201	60
	第二松の実保育園	高砂町 15-9	525-1070	286	86
	びわ湖大津館	柳が崎 5-35	511-4187	998	302
	ひかりの里	錦織三丁目 10-27	525-1115	97	29
山中 比叡平	山中比叡平市民センター	比叡平三丁目 57-1	529-0146	152	46
	比叡平小学校体育館	比叡平一丁目 45-1	529-2596	416	126
	やまのこひろば(比叡平 こども園)	比叡平一丁目 45-3	529-2700	137	41
	山中会館	山中町 1-12	529-2092	171	51
	住民交流・まちづくり センター	比叡平二丁目 39-4	507-6098	231	70
	山中比叡平児童クラブ	比叡平二丁目 39-4	—	58	17
藤尾	藤尾市民センター	横木二丁目 4-1	522-3876	230	69
	藤尾小学校体育館	茶戸町 10-1	522-2730	567	171

学区	指定避難所名	所在地	電話番号	有効面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (3.3m <sup>2</sup> /人)
長等	長等市民センター	大門通 16-40	525-0854	338	102
	長等小学校体育館	大門通 5-1	522-6669	448	135
	長皇子山中学校体育館	尾花川 12-1	522-6674	792	240
	皇子山中学校武道場	尾花川 12-1	522-6674	300	90
	長等幼稚園	三井寺町 10-30	522-3605	162	49
	市民文化会館	御陵町 2-3	522-7165	195	59
	滋賀県立大津商業高校 体育館	御陵町 2-1	524-4284	1384	419
	滋賀県立スポーツ会館	御陵町 4-1	522-0301	951	288
逢坂	逢坂市民センター	京町三丁目 1-3	524-7827	648	196
	逢坂小学校体育館	音羽台 6-1	522-6753	466	141
	打出中学校体育館	本宮二丁目 46-1	522-6733	882	267
	打出中学校武道場	本宮二丁目 46-1	522-6733	300	90
	逢坂幼稚園	音羽台 6-2	522-2247	134	40
	滋賀短期大学附属高校 体育館	朝日が丘一丁目 18-1	522-3465	1431	433
	☉朝日が丘保育園	朝日が丘一丁目 23-33	525-1470	739	223
	☉逢坂保育園	音羽台 6-20	522-8485	425	128
	☉滋賀保護院	本宮二丁目 6-45	522-4946	86	26
中央	中央市民センター	中央二丁目 2-5	526-4835	477	144
	中央小学校体育館	島の関 1-60	522-4332	481	145
	大津幼稚園	島の関 1-50	522-3270	105	31
	市民会館	島の関 14-1	525-1234	925	280
	☉旧大津公会堂	浜大津一丁目 4-1	522-8220	414	125
平野	平野市民センター	馬場三丁目 15-45	522-6276	579	175
	平野小学校体育館	馬場一丁目 2-1	522-2335	525	159
	平野幼稚園	馬場一丁目 5-28	522-2258	152	46
	滋賀県立大津高校体育館	馬場一丁目 1-1	523-0386	2124	643
	旧市立大津市民病院附属 看護専門学校	石場 10-53	528-2637	897	271
	勤労福祉センター	打出浜 1-6	522-7474	1594	483
	滋賀短期大学	竜が丘 24-4	524-3605	1368	414
	滋賀県立芸術劇場びわ 湖ホール	打出浜 15-1	523-7133	1881	570

学区	指定避難所名	所在地	電話番号	有効面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (3.3m <sup>2</sup> /人)
	㊦滋賀県立県民交流センター（ピアザ淡海）	におの浜一丁目 1-20	527-3315	7763	2352
	㊦県立武道館	におの浜四丁目 2-15	521-8311	951	288
	㊦県立体育館	におの浜四丁目 2-12	524-0221	4504	1365
	㊦中老人福祉センター	打出浜 1-5	526-2752	1064	322
	㊦障害者福祉センター	におの浜四丁目 2-33	511-2111	858	260
	㊦㊦やまびこ総合支援センター	馬場二丁目 13-50	525-0737	570	172
	㊦㊦におの浜ふれあいスポーツセンター	におの浜四丁目 2-40	527-3553	1161	351
膳所	膳所市民センター	本丸町 6-40	524-2205	588	178
	膳所小学校体育館	中庄二丁目 8-37	522-6719	572	173
	膳所幼稚園	中庄二丁目 6-5	522-4547	273	82
	膳所児童館	昭和町 15-15	526-4671	134	40
	膳所ふれあいセンター	昭和町 15-25	522-8745	149	45
	生涯学習センター	本丸町 6-50	527-0025	512	155
	滋賀県立膳所高校体育館	膳所二丁目 11-1	523-2304	751	228
	㊦膳所保育園	昭和町 17-32	524-0888	539	163
	滋賀大学教育学部附属小学校体育館	昭和町 10-3	527-5251	399	234
	滋賀大学教育学部附属中学校体育館	昭和町 10-3	527-5255	680	400
富士見	富士見市民センター	園山二丁目 15-33	534-8122	343	103
	富士見小学校体育館	富士見台 42-16	534-1450	525	159
	富士見幼稚園	富士見台 45-5	534-0901	295	89
晴嵐	晴嵐市民センター	北大路一丁目 9-5	537-0743	575	174
	晴嵐小学校体育館	光が丘町 4-70	537-0749	557	168
	栗津中学校体育館	晴嵐一丁目 20-20	537-0745	971	294
	栗津中学校武道場	晴嵐一丁目 20-20	537-0745	294	89
	北大路中学校体育館	北大路三丁目 22-1	534-0430	665	201
	北大路中学校武道場	北大路三丁目 22-1	534-0430	294	89
	晴嵐幼稚園	鳥居川町 15-22	537-1578	265	80
	石山高校体育館	国分一丁目 15-1	537-3371	964	292
	㊦晴嵐保育園	光が丘町 5-10	534-0707	579	175
石山	石山市民センター	石山寺三丁目 15-15	537-0001	324	98

学区	指定避難所名	所在地	電話番号	有効面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (3.3m <sup>2</sup> /人)
	石山小学校体育館	石山寺三丁目 11-20	537-0014	539	163
	石山中学校体育館	平津一丁目 23-1	537-0070	740	224
	石山中学校武道場	平津一丁目 23-1	537-0070	294	89
	石山幼稚園	石山寺三丁目 17-8	537-2424	222	67
	石山市民体育館	石山寺三丁目 10-35	537-2227	483	146
	大津清陵高校体育館	大平一丁目 14-1	537-5004	588	178
	㊤大平保育園	大平二丁目 33-22	534-1750	640	193
南郷	南郷市民センター	南郷一丁目 12-13	537-2326	306	92
	南郷小学校体育館	南郷一丁目 15-9	534-4091	565	171
	南郷中学校体育館	赤尾町 57-1	534-7121	681	206
	南郷中学校武道館	赤尾町 57-1	534-7121	218	66
	南郷幼稚園	南郷三丁目 15-1	534-4093	150	45
	㊤南老人福祉センター	南郷一丁目 14-30	537-7417	389	117
大石	大石市民センター	大石中一丁目 1-1	546-1002	299	90
	大石小学校体育館	大石東七丁目 4-1	546-0018	553	167
	大石幼稚園	大石中一丁目 5-9	546-0157	135	40
田上	田上市民センター	里三丁目 9-1	546-0001	354	107
	田上小学校体育館	里五丁目 8-1	546-1010	711	215
	田上幼稚園	関津六丁目 19-8	546-0254	154	46
	田上児童館	稲津一丁目 14-30	546-3659	135	40
	田上市民体育館	稲津一丁目 10-18	546-0860	299	90
	田上老人憩の家	稲津一丁目 14-32	546-3659	91	27
	㊤田上児童クラブ	関津六丁目 19-1	546-3048	110	33
	㊤水のめぐみ館	黒津四丁目 2-2	546-7348	628	190
上田上	上田上市民センター	牧一丁目 1-24	549-0003	225	68
	上田上小学校体育館	平野一丁目 18-5	549-0011	415	125
	上田上幼稚園	平野一丁目 18-20	549-0313	126	38
	田上中学校体育館	新免一丁目 1-12	549-0022	771	233
	田上中学校武道場	新免一丁目 1-12	549-0022	295	89
	滋賀アリーナ(エントランスホール等)	上田上中野町 779	545-0108	2,631	797
	青山	青山市民センター	青山五丁目 13-36	549-3663	924
青山小学校体育館	青山三丁目 16-1	549-0266	470	142	
青山中学校体育館	青山八丁目 24-1	549-0348	898	272	
青山中学校武道場	青山八丁目 24-1	549-0348	293	88	

学区	指定避難所名	所在地	電話番号	有効面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (3.3m <sup>2</sup> /人)
	青山幼稚園	青山三丁目 16-2	549-0277	158	47
	㊤青山児童クラブ	青山三丁目 16-3	549-2468	121	36
瀬田	瀬田市民センター	大江三丁目 2-1	545-2480	553	167
	瀬田小学校体育館	大江四丁目 2-1	545-2581	594	179
	瀬田中学校体育館	大江七丁目 1-1	545-8001	951	288
	瀬田中学校武道場	大江七丁目 1-1	545-8001	300	90
	瀬田幼稚園	大江四丁目 3-6	545-4201	150	45
	㊤東老人福祉センター	玉野浦 6-33	545-5970	520	157
	㊤瀬田児童クラブ	大江四丁目 2-60	543-0058	201	60
瀬田北	瀬田北市民センター	大將軍一丁目 14-30	544-2020	390	118
	瀬田北小学校体育館	大將軍一丁目 14-5	543-6063	477	144
	瀬田北中学校体育館	大將軍一丁目 13-1	543-2073	765	231
	瀬田北幼稚園	大將軍一丁目 14-1	543-6610	149	45
	㊤瀬田北児童クラブ	大將軍一丁目 14-2	543-6606	182	55
	㊤びわこ共生モール	大萱七丁目 6-43		645	195
瀬田南	瀬田南市民センター	神領三丁目 8-9	544-2030	406	122
	瀬田南小学校体育館	三大寺 1-1	545-2475	598	181
	みなみっこひろば(瀬田南幼稚園・瀬田南保育園)	三大寺 1-3	545-0151	194	58
	滋賀県立瀬田工業高校体育館	神領三丁目 18-1	545-2510	700	212
	㊤瀬田南児童クラブ	三大寺 1-11	545-6402	224	67
瀬田東	瀬田東市民センター	一里山三丁目 16-1	545-9001	406	122
	瀬田東小学校体育館	一里山二丁目 20-2	545-4010	602	182
	瀬田東幼稚園	一里山二丁目 20-1	544-0200	151	45
	滋賀県立東大津高校体育館	瀬田南大萱町 1732-2	545-8025	979	296
	滋賀県立東大津高校柔剣道場	瀬田南大萱町 1732-2	545-8025	450	136
	一里山公園緑のふれあいセンター	一里山三丁目 16-1	543-1871	394	119
	瀬田公園体育館	一里山六丁目 9	545-2811	844	255
	㊤瀬田東児童クラブ	一里山三丁目 4-1	543-1813	154	46

主な避難経路

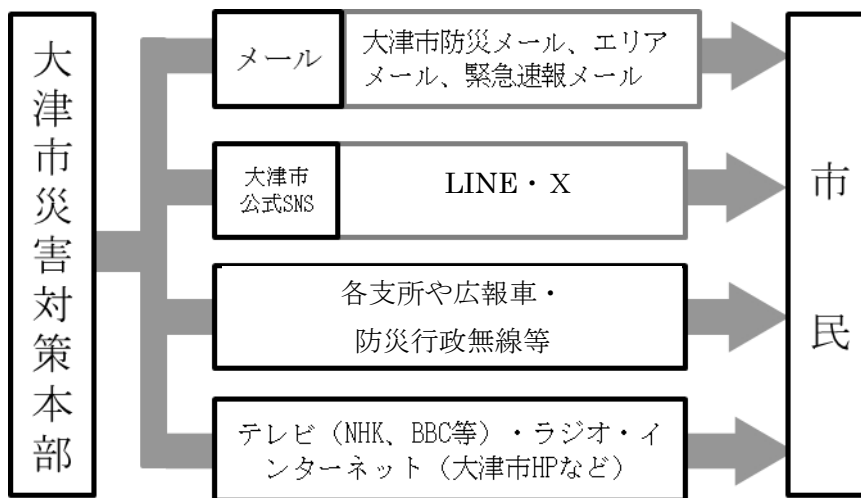


## 5 避難に関する情報伝達

### (1)伝達手段

情報伝達にあたっては、携帯電話へ避難情報等を配信する大津市防災メール登録者への情報伝達、エリアメールや緊急速報メールによる情報伝達、また、LINE・X等の大津市公式SNSの活用、支所を通じた地元連絡、広報車による現場広報、テレビやラジオによる広報、大津市ホームページ、ヤフーのトップページへの掲載等を行う。なお、生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。

### (2)伝達経路



## 6 要配慮者への対応

災害発生時には、地域の社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護サービス提供事業者、障害者団体、消防団員、自主防災組織等の避難支援等関係者が連携を図りつつ、次に掲げる避難行動要支援者の避難要領により避難誘導する。「避難行動要支援者個別避難計画」が作成された避難行動要支援者については、あらかじめ定められた避難支援等実施者が、屋内退避指示が出た際は屋内退避行動の支援、また一時移転指示が出た際は、避難時集結場所や避難中継所経由の避難を支援する。

### [避難行動要支援者の避難要領]

- |  |
|--|
| <p>1 在宅避難行動要支援者の安否確認</p> <p>市民部および避難行動要支援者対応に係る者は、地域の社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護サービス提供事業者、障害者団体、消防団員、自治会、自主防災組織等の関係機関と連携を図り、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を事前に把握し、災害発生時には、関係機関とともに「避難行動要支援者名簿（地域提供用）」、「避難行動要支援者名簿」を用いて、在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。</p> <p>2 家族介護等で避難することができないが避難所では生活できる人</p> <p>市民部および避難行動要支援者対応に係る者は、対象者を把握し、要避難時の搬送計画を作成し一般の避難所に収容する。</p> <p>3 家族介護等で避難することができず避難所で生活ができない人</p> <p>市民部および避難行動要支援者対応に係る者は、対象者を把握し、要避難時の搬送計画を作成し、社会福祉施設に収容する。</p> <p>4 家族介護等で避難はできるが避難所では生活できない人</p> <p>市民部および避難行動要支援者対応に係る者は、家族等の搬送により、担当所属が幹旋する社会福祉施設に収容する。</p> <p>5 難病患者（在宅人工呼吸器・酸素療養患者、人工透析患者他）等で避難後に医療的な支援の継続が必要な人</p> <p>健康福祉部（保健所）および避難行動要支援者対応に係る者は、対象者の療養に関する情報を把握し、避難先および必要な対応の調整を行う。</p> <p>6 日本語の理解が困難な外国人</p> <p>産業観光部は、様々な媒体により原子力災害にかかる屋内退避等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。</p> <p>7 市民相互の介助</p> <p>市民は、地域の避難行動要支援者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。</p> |
|--|

### (1)高齢者福祉関連施設

安全な地域の高齢者福祉関連施設への移動入所対応を前提として、各施設管理者が定める避難計画と連携して対応する。

学区	高齢者福祉関連施設名	所在地	電話番号
小松	近江舞子しょうぶ苑デイサービスセンター	南小松 90	596-2233
	社会福祉法人 志賀福祉会 近江舞子しょうぶ苑 短期入所生活介護事業所		
	近江舞子しょうぶ苑 デイサービスセンターひだまり		
	特別養護老人ホーム 近江舞子しょうぶ苑		510-0017
	小規模多機能型居宅介護サービス ひらり	北比良 293-3	596-8002
	高齢者グループホーム 比良の里		
木戸	ケアハウス松の浦湯治の郷	大物 665-7	592-2641
	デイサービスセンター 松の浦湯治の郷	大物 665-9	592-2641
	ショートステイ松の浦湯治の郷	大物 668	592-2641
	特別養護老人ホーム 松の浦湯治の郷		
	大津市立木戸 デイサービスセンター	木戸 709	592-8022
	木戸老人福祉センター	木戸 58	592-1133
	蓬萊苑デイサービスセンター	八屋戸 1597	592-1457
伊香立	B・O・Hケア・サービスセンター	伊香立途中町 704	598-2133

## (2)障害者福祉関連施設

安全な地域の障害者福祉関連施設への移動入所対応を前提として、各施設管理者が定める避難計画と連携して対応する。

学区	障害者福祉関連施設名	所在地	電話番号
小松	夢の木（就労継続支援B型事業所）	北比良 1043-146	596-2782
	グループホーム第1 夢の木苑（グループホーム）	北比良 958-3	596-2782
	グループホーム第2 夢の木苑（グループホーム）	北比良 958-3	596-2782
	鎮守の郷（グループホーム）	北比良 957-23	596-0084
	maison de Reve（グループホーム）	南小松 119-1	596-1144
	ステップハウス・おりーぶ・近江舞子（グループホーム）	南小松 1594-357	535-0313
木戸	木戸障害者相談支援センター（計画・障害児・地域相談支援事業所）	木戸 709	592-8022
	働き教育センター（計画相談支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所）	南船路 40-1	592-1717
	蓬萊の家共同作業所（就労継続支援B型事業所）	南船路 271-1	592-0815
和邇	デイセンター楓（生活介護事業所）	和邇北浜 68-2	572-9307

## (3)児童福祉・教育関連施設

児童等が各施設で修業等をしている場合は、速やかに帰宅させることを前提として、各施設管理者が定める避難計画と連携して対応する。

学区	児童福祉・教育関連施設名	所在地	電話番号
小松	比良保育園	南比良 585-1	592-1186
	小松児童クラブ	南小松 1156-2	596-2501
	小松小学校	南小松 1122	596-0003
木戸	志賀北幼稚園	荒川 880	592-1178
	木戸児童クラブ	木戸 267	592-0166
	木戸小学校	荒川 1000	592-0005
	志賀中学校	南船路 1029	592-1221
葛川	葛川保育園（休園中）	葛川中村町 108-1	599-2155
	葛川小学校	葛川中村町 108-1	599-2154
	葛川中学校	葛川中村町 108-1	599-2007
和邇	地域型保育事業（家庭的保育） ころも咲く	和邇北浜 678-10	532-6120

## 7 一時滞在者への対応

### (1) 避難手段

一時滞在者への避難手段については、原則として屋内退避指示が出た際は屋内退避、一時移転指示が出た際は来訪手段と同様の手段で避難させる。また、一時滞在者に対しても避難中継所にてスクリーニングを受けさせ、身体の被ばく状況を確認させる。スクリーニングの結果、除染が必要とされた一時滞在者に対しては、脱衣や拭き取り等の適切な除染措置を促す。

### (2) 情報伝達

観光客等への情報伝達には、エリアメールや緊急速報メールによる情報伝達、また、LINE・X等の大津市公式SNSの活用、広報車による現場広報、テレビやラジオによる広報、大津市ホームページ、ヤフーのトップページへの掲載等を行う。

また、市は上記伝達手段に加え、対象地域の観光事業者や集客施設管理者、また鉄道事業者等と連携し、一時滞在者へ避難手段等の情報伝達に努めるものとする。

## 8 警戒体制

### (1) 動員体制

職員の動員配備の基準は、下および次頁の表によるものとする。

なお、表の各フェーズはいずれも県からの情報提供に基づく。

配備するレベル		配備体制
情報収集事態 【フェーズ1】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき。 (2) 滋賀県から原子力規制委員会による情報収集事態が発生したことの連絡があったとき。 (必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報を収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。) (3) その他危機管理監が警戒配備体制を決定したとき。	警戒1号体制 (危機・防災対策課は登庁)
警戒事態 【フェーズ2】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発令されたとき。 (2) 原子力規制委員会から滋賀県に警戒事態が発生したことの連絡を受け、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。 (3) 県から原子力防災管理者が警戒体制を発令したことの連絡があったとき。 (4) その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】 (原災法10条) 特定事象	(1) 原子力防災管理者から滋賀県に原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (2) 原子力規制委員会から滋賀県に施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 $\mu$ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 (4) その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部 【第3配備体制】の 設置
全面緊急事態 【フェーズ4】 (原災法15条) 緊急事態宣言	(1) 原子力規制委員会から滋賀県に全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。	

### (2) 情報収集事態【フェーズ1】における活動体制

#### ① 警戒配備体制の決定

福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したときや、滋賀県から原子力規制委員会による情報収集事態の発生したことの連絡があったとき、または危機管理監が必要と認めた場合、別表フェーズ1に示す警戒1号体制により活動するものとする。

#### ② 業務内容

関係する職員は、それぞれの担当に係る情報の収集を行うものとする。

③ 警戒配備の解除基準

- (ア) 事故に至るものでないことが確認できたとき。
- (イ) 原子力事業所の事故が終結したとき。
- (ウ) 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

**(3)警戒事態【フェーズ2】における活動体制**

① 災害警戒本部の設置

福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したときや福井県津波予報区において大津波警報が発令されたとき、または滋賀県から原子力規制委員会による警戒事態が発生したことの通報を受けたとき、県から原子力防災管理者が警戒体制を発令したことの連絡があったとき、別表フェーズ2に示す災害警戒本部を設置するものとする。なお、災害警戒本部の組織および運営は、「大津市地域防災計画（風水害等対策編）」に定めるところによる。

② 災害警戒本部体制の解除

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- (ア) 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなったと認めたとき。
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき。

**(4)施設敷地緊急事態【フェーズ3】における活動体制**

① 災害対策本部の設置

滋賀県を通じて、原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡または、原子力防災管理者から原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報を受けたとの連絡があったとき、また福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことの通報を滋賀県から受けたときは、別表フェーズ3に示す災害対策本部を設置するものとする。なお、災害対策本部の組織および運営は、「大津市災害対策本部運営要領」の定めるところによる。

② 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなったと認めたとき。

**(5)全面緊急事態【フェーズ4】における活動体制**

① 災害対策本部の継続（フェーズ3より継続）

市は、滋賀県を通じて、原子力規制委員会から全面緊急事態に至ったとの連絡があったとき、もしくは内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したときは緊急事態応急対策を講じている国あるいは、災害対策本部を継続している県と連携を図り体制を確保するものとする。

② 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、フェーズ3の条件と同様とする。

## 9 安定ヨウ素剤の予防服用

原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針において、UPZ 外の本市は安定ヨウ素剤の予防服用に関してその必要性を明記されていない。ただし、万が一、本市にホットスポットが発生した際は、国や県から市民への安定ヨウ素剤の配布および服用について指示が出る場合がある。本市ではそのような場合に備えて、対象地域の市民を対象とし、1 回服用に必要な安定ヨウ素剤を備蓄している。国や県から配布および服用指示が出た際は、避難中継所等にて、原則として医師等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。